

# 平成 19 年 職員の給与等に関する報告及び勧告について

19.10.18

愛媛県人事委員会

本日、人事委員会は、県議会議長及び知事に対し、県職員の給与等について報告し、併せてその改定について勧告を行った。その内容は、次のとおりである。

## 《本年の勧告の概要》

- 1 公民較差 2,154 円 (0.54%) を是正するため、月例給を改定
  - ・給料表 人事院勧告の俸給表の給料月額を基礎として、是正に必要な一定率を乗じて得た額に改定 (乗じる率 1.0043)
  - ・扶養手当 子等に係る支給月額を改定 (500 円引上げ)
  - ・地域手当 支給割合を改定 (東京都特別区 0.5% 引上げ)上記により、行政職平均給与月額が 956 円 (0.24%) 増加
- 2 特別給の支給割合を 0.05 月分引上げ

## 1 県職員の給与と民間給与との比較 [130 民間事業所を層化無作為抽出し、実地調査]

(1) 月例給 本年 4 月分の較差 2,154 円 (0.54%)

民間給与 (A)	400,692 円	較差 (A - B)
県職員給与 (B)	398,538 円	2,154 円 (0.54%)

「知事等及び職員の給与の特例に関する条例」による減額措置後では、県職員の給与 (385,493 円) は民間給与を 15,199 円 (3.94%) 下回っている。

(2) 特別給 (期末・勤勉手当)

民間の年間支給割合	4.48 月	支給割合の差
県職員の年間支給割合	4.45 月	0.03 月

## 2 県職員の給与について

(1) 給与の改定

ア 月例給

(ア) 給料表の改定

人事院勧告の俸給表の俸給月額を基礎として、是正に必要な率を乗じて得た額に改定

〔全国最低民間水準に合わせた国準拠の給料表の適用 (給与構造改革) のみでは、適正な給与水準を下回るため、その是正を図る。〕

(イ) 諸手当の改定

a 扶養手当 子等に係る支給月額 6,000 円 6,500 円 (国準拠)

b 地域手当 東京都特別区 14% 14.5% (国準拠)

(ウ) 実施時期

平成 19 年 4 月 1 日

イ 特別給

勤勉手当の支給割合を 0.05 月分引上げ (平成 19 年 12 月期)

(平成 20 年度以降は年間で 0.05 月分引上げ)

(2) 改定後の平均給与（行政職）

ア 月例給 956 円（0.24%）増加

区 分	改 定 額	改 定 率	平均給与月額	
給 与	956 円	0.24 %	398,538 円	399,494 円 (平均年齢 43.4 歳)
内 給 料	532 円	0.13 %		
訳 諸手当等	424 円	0.11 %		

イ 特別給 25,002 円増加（年額）

(3) 検討すべき課題

ア 住居手当

人事院報告において、見直しに着手する旨の言及があることから、動向を注視。

イ 獣医師の処遇

人材確保の観点から、初任給調整手当の支給など、処遇改善が必要。

3 給与構造の改革について（実施時期：平成 18 年度～22 年度）

平成 20 年度における地域手当の支給割合

東京都特別区 16%、大阪府大阪市 13%、医療職給料表(-)適用者 13%  
(いずれも国準拠)

4 公務運営に関する課題

(1) 職員の勤務時間等について

- ・人事院報告において、勤務時間の見直しに向けて準備を行う必要がある旨を言及。本県においても、検討を進めていくことが必要。
- ・超過勤務の縮減に向けた全庁的な取組みを引き続き推進することが必要。年次有給休暇の取得促進についても、なお一層の取組みが必要。

(2) 職員の健康管理について

精神性疾患による長期休業者数が増加している状況が認められるため、引き続き、メンタルヘルス対策の強化に取り組むことが必要。

また、健康相談や保健指導などの早期利用の推進を図るとともに、職員が互いに目配り・気配りをし合えるような風通しの良い快適な職場づくりに配慮することが重要。

(3) 今後の検討課題について

ア 県民に信頼される人事管理の推進について

公務員制度が大きく変化していく中、今後とも県民に理解され信頼される人事管理制度が進展していくよう、引き続き検討を進めることが重要。

イ 多様な人材の確保について

今後とも社会状況の変化等を注視し、公務に対する社会一般の理解を得るよう努めるとともに、県民の負託に応えることができる有為な人材を適切に確保する方法を、幅広く検討することが必要。